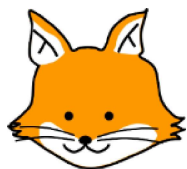


8 負担金

負担金とは



負担金は、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した、10年分の土地管理費相当額です。

要件審査を経て法務大臣の承認を受けた者は、負担金通知を受け、政令によって定められた金額を支払う必要があります。

※ 法務省ホームページに、負担金の自動計算シートを掲載しています。



負担金の基準となる土地の区分

承認申請があった土地は、「宅地」「農地」「森林」「その他」の4種類に区分され、この区分に応じて納付が必要となる負担金が決定します。

承認申請があった土地は、申請者から提出された書面の審査、関係機関からの資料収集、実地調査などによって、客観的事実に基づいて、どの区分に当てはまるか判断されます。



負担金の基準となる面積



負担金の計算に用いる地積は、登記記録上の地積を基準とします。

現況の地積で負担金を計算したい場合は、地積更正又は地積変更の登記を行うことで、変更後の登記記録上の地積を基準とすることができます。

負担金の算出方法

1 申請土地が「宅地」の場合

<原則>

20万円（面積にかかわらず）

<例外>

宅地のうち、都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の土地は、以下の面積区分に応じた算定となります。

面積区分	負担金額	例
50㎡以下	国庫帰属地の面積に4,070(円/㎡)を乗じ、208,000円を加えた額	50㎡ → 411,000円
50㎡超100㎡以下	国庫帰属地の面積に2,720(円/㎡)を乗じ、276,000円を加えた額	100㎡ → 548,000円
100㎡超200㎡以下	国庫帰属地の面積に2,450(円/㎡)を乗じ、303,000円を加えた額	200㎡ → 793,000円
200㎡超400㎡以下	国庫帰属地の面積に2,250(円/㎡)を乗じ、343,000円を加えた額	400㎡ →1,243,000円
400㎡超800㎡以下	国庫帰属地の面積に2,110(円/㎡)を乗じ、399,000円を加えた額	800㎡ →2,087,000円
800㎡超	国庫帰属地の面積に2,010(円/㎡)を乗じ、479,000円を加えた額	1,000㎡ →2,489,000円

※1,000円未満の端数金額については切り捨て

2 申請土地が「田・畑」の場合

<原則>

20万円（面積にかかわらず）

<例外>

・主に農用地として利用されている土地のうち、次のア～ウの農地は、以下の面積区分に応じた算定となります。

ア 都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域内の農地

イ 農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内の農地

ウ 土地改良事業等（※）の施行区域内の農地

（※）土地改良事業又はこれに準ずる事業であって、①～⑤のいずれかに該当する事業を国又は地方公共団体が直接行う事業、又は経費につき補助その他の助成を行う事業

- ① 農業用排水施設の新設又は変更
- ② 区画整理
- ③ 農地の造成（昭和三十五年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。）
- ④ 埋立て又は干拓
- ⑤ 客土、暗きよ排水その他の農地の改良又は保全のため必要な事業

面積区分	負担金額	例
250㎡以下	国庫帰属地の面積に1,210(円/㎡)を乗じ、208,000円を加えた額	250㎡ → 510,000円
250㎡超500㎡以下	国庫帰属地の面積に850(円/㎡)を乗じ、298,000円を加えた額	500㎡ → 723,000円
500㎡超1,000㎡以下	国庫帰属地の面積に810(円/㎡)を乗じ、318,000円を加えた額	1,000㎡ →1,128,000円
1,000㎡超2,000㎡以下	国庫帰属地の面積に740(円/㎡)を乗じ、388,000円を加えた額	2,000㎡ →1,868,000円
2,000㎡超4,000㎡以下	国庫帰属地の面積に650(円/㎡)を乗じ、568,000円を加えた額	4,000㎡ →3,168,000円
4,000㎡超	国庫帰属地の面積に640(円/㎡)を乗じ、608,000円を加えた額	5,000㎡ →3,808,000円

3 申請土地が「森林」の場合

→ 以下の面積区分に応じた算定となります。

面積区分	負担金額	例
750㎡以下	国庫帰属地の面積に59(円/㎡)を乗じ、210,000円を加えた額	750㎡ →254,000円
750㎡超 1,500㎡以下	国庫帰属地の面積に24(円/㎡)を乗じ、237,000円を加えた額	1,500㎡ →273,000円
1,500㎡超 3,000㎡以下	国庫帰属地の面積に17(円/㎡)を乗じ、248,000円を加えた額	3,000㎡ →299,000円
3,000㎡超 6,000㎡以下	国庫帰属地の面積に12(円/㎡)を乗じ、263,000円を加えた額	6,000㎡ →335,000円
6,000㎡超 12,000㎡以下	国庫帰属地の面積に8(円/㎡)を乗じ、287,000円を加えた額	12,000㎡ →383,000円
12,000㎡超	国庫帰属地の面積に6(円/㎡)を乗じ、311,000円を加えた額	50,000㎡ →611,000円

※1,000円未満の端数金額については切り捨て

4 申請土地が「その他」（雑種地、原野等）の土地の場合

→ **20万円**（面積にかかわらず）

負担金の納付方法

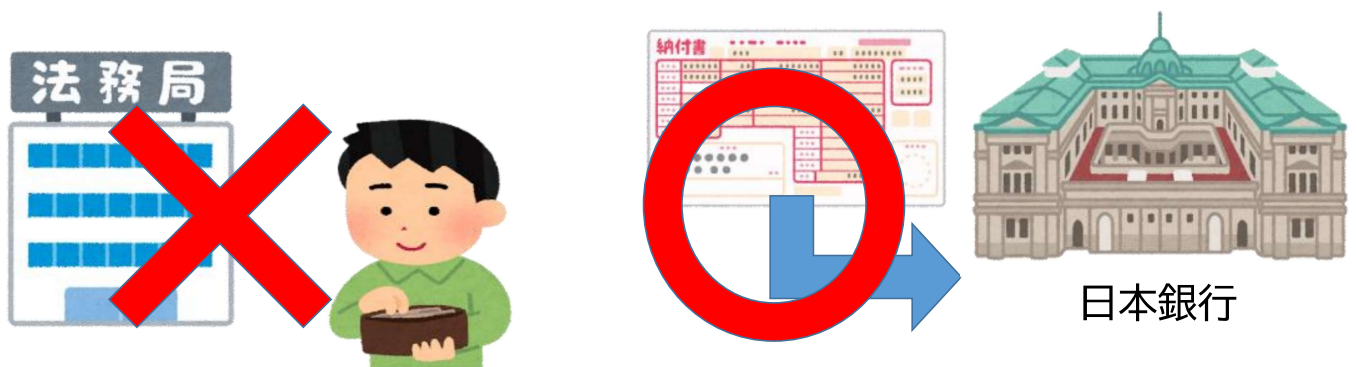
○国庫帰属の申請が承認された場合、法務局から申請者に対して、負担金の通知が送付されるとともに、負担金の納付に関する納入告知書が送付されます。

【支払い方法】

・納入告知書に記載されている負担金額を期限内（負担金の通知が到達した翌日から30日以内）に、納入告知書を添えて日本銀行（本店、代理店、歳入代理店（※））へ納付します。

※代理店、歳入代理店：歳入に係る国庫金を取扱う金融機関をいいます。
（都市銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、農協・漁協等）

- ・承認申請者が共有者の場合は、代表者1人が納入告知書を受け取った上で、負担金を納付することとなります。
- ・法務局に直接現金をお持ちになって負担金を支払うことはできません。



（※重要です。必ずお読みください。）

- ※ 負担金が納付された時点で、土地の所有権が国に移転します。
- ※ 負担金が期限内（負担金の通知が到達した翌日から30日以内）に納付されない場合、国庫帰属の承認が失効しますので、ご注意ください。
国庫帰属の承認が失効した場合、同一土地について国庫帰属を希望する場合は、最初から申請し直していただく必要があります。

合算負担金の申出

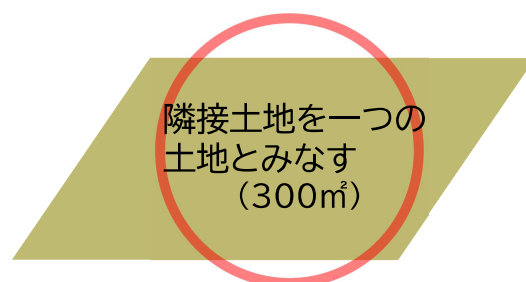
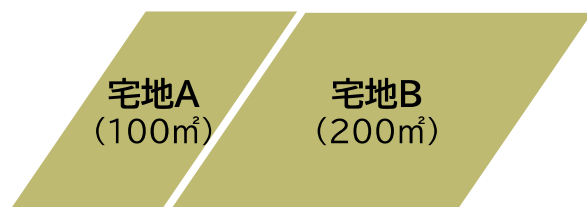


隣接する二筆以上の土地のいずれもが同一の土地区分（施行令第4条第1項）である場合、申出をすることで、それらを一筆の土地とみなして負担金を算定することができます。

この申出は、すでに国庫帰属の承認申請をしている隣接土地の所有者同士（申請者が異なる場合でも可。）が、共同して行う必要があります。

【合算負担金の申出が可能な例】

- ・宅地+宅地（いずれも市街化区域内）



A Bの所有者
が共同で申出

申出前の負担金

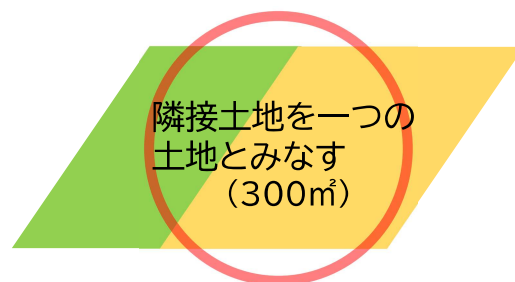
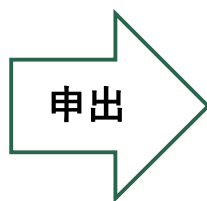
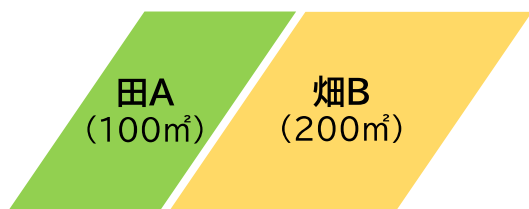
(宅地 100㎡)548,000円+(宅地 200㎡)793,000円=1,341,000円

申出後の負担金

(宅地 300㎡)1,018,000円

→323,000円の負担軽減

- ・農地+農地（農用地区域の田、畑）



A Bの所有者
が共同で申出

申出前の負担金

(田 100㎡)329,000円+(畑 200㎡)450,000円=779,000円

申出後の負担金

(田・畑 300㎡)553,000円

→226,000円の負担軽減

【合算負担金の申出ができない例】

- ・宅地+農地



土地の種目が異なり、同一の土地区分でないため、合算負担金の申出をすることができません。

- ・宅地（市街化区域内）+ 宅地（市街化区域外）



市街化区域内(施行令第4条第1項第1号)と市街化区域外(施行令第4条第1項第4号)の宅地であり、同一の土地区分でないため、合算負担金の申出をすることができません。

合算負担金の申出方法は、P. 52を参照してください。

合算負担金申出書の記載方法

1 同一の申請者による申出の場合

令和〇年〇〇月〇〇日

合 算 申 出 書

〇〇（地方）法務局長 殿

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令第5条第1項及び相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行規則第16条の規定に基づき、下記2の土地について、隣接する二筆以上の承認申請に係る土地を一筆の承認申請に係る土地とみなして負担金を算定すべき旨の申出をします。

記

1 合算の申出をする土地の表示（注）

(1) 土地の所在地番：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
受付年月日：令和〇年〇〇月〇〇日
受付番号：令和〇年第〇〇号

(2) 土地の所在地番：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
受付年月日：令和〇年〇〇月〇〇日
受付番号：令和〇年第〇〇号
提出法務局：〇〇（地方）法務局

2 申出人
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番
申出者：〇〇 〇〇

承認申請と併せて申出をする場合を除いて、受付年月日及び受付番号を記載してください。

合算対象の隣接する土地が複数ある場合には、別紙を用いるなどして全ての土地の表示をしてください。

申出をする法務局と承認申請書を提出した法務局が異なる場合には、提出した法務局も記載してください。

・本申出書は相続土地国庫帰属の承認申請書を提出した法務局の本局に提出してください。

・本申出書を提出できるのは、申請書提出時から法務局長による承認がされるまでの間です。